

## 「日本教科内容学会誌」投稿規定

1. 論文は、未発表の和文のものに限り、大会発表に基づくものが望ましい。
2. 投稿者は本会会員に限る。ただし、共著の場合、筆頭著者以外に非会員を含むことができる。
3. 会誌は毎年定期的に発行する。当年度1回発行し、9月30日（必着）までに受け付けた投稿論文を当該年度の掲載対象論文として審査する。
4. 投稿原稿の長さは、本誌12ページ（図表等を含めて、刷り上がり12ページ）までとする。
5. 原稿の第1ページには、表題、著者名、所属、要旨（400字以内）、およびキーワード（5語以内）を入れる。最終ページに、英文の表題、著者名、所属、要旨（200語以内）、およびキーワード（5語以内）を入れる。英文要旨については、原則として、英語を母語とする者の校閲を経ること。
6. 投稿論文は所定の投稿論文執筆要領に従って作成する。
7. 原稿には著者名が特定できる表現を避ける。
8. 記述は簡潔かつ明瞭にし、常用漢字、現代仮名遣いによる。数字は算用数字を用いる。また、固有名詞以外の外国語の使用はできる限り避けて訳語を用い、必要な場合は初出の際のみ原綴を付する。
9. 本会誌は、紙媒体での出版は行わず、電子媒体による出版のみとする。
10. 原稿の投稿方法は電子投稿のみとし、原稿ファイルを電子メールに添付して、下記のEメールアドレスに提出する。原稿ファイルには、氏名・所属、謝辞、研究助成など著者名が判明するような記述を外しておくこと。なお、これらの記述は論文掲載決定後に追記する。

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748 番地  
鳴門教育大学内  
日本教科内容学会 学会誌編集委員会  
Eメール [submit@jsssce.jp](mailto:submit@jsssce.jp)

11. 投稿原稿の掲載に当たっては、編集委員会が委嘱する複数の査読者による審査を行い、その審査結果に基づき、編集委員会が掲載の可否を決定する。
12. 編集委員会は、査読者の意見に基づき、掲載予定原稿について内容の変更を求めることができる。著者の都合による内容の変更は認めない。
13. 審査の過程における修正や内容変更により、ページ数の増加が避けられない場合は、第4項に定められたページ数の上限を超過することができる。
14. 掲載可の判定が出た後、氏名・所属、謝辞等、審査のために伏してあった項目を記載した最終原稿を作成し、そのPDFファイルと変換前の元ファイルを提出する。
15. 論文掲載料は徴収しないが、特に費用を要するものについては、著者に応分の負担を求める場合がある。
16. 本誌に掲載された論文の著作権は本会に帰属する。
17. 本誌に掲載された論文の全部または一部についての使用許諾については、本会会長が行う。第三者の著作権使用による対価の支払があった場合には、本会が取受し、本会の会計に繰り入れる。
18. 本誌に掲載された論文が、第三者の著作権その他の権利および利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文の著者が一切の責任を負うものとする。
19. 本規定の改正は編集委員会の議決による。

2014年6月5日制定

2015年4月7日改正